

学則新旧対照表

新	旧
<p>(休業日) 第9条 (略) (1)・(2) (略) <u><削除></u> <u>(3)</u> 学年始、夏季、冬季、学年末等の休業として学年を通じて<u>60日以内</u>で、 あらかじめ教育長に届け出た日 2 <u>前項第3号</u>に規定する休業日の日数には、<u>同項第1号及び第2号</u>に規定する休業日を含むものとする。</p> <p>(入学資格) 第17条 (略) (1) 中学校<u>若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校</u>を卒業した者 若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者 (2)～(6) (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この学則は、平成28年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(休業日) 第9条 (略) (1)・(2) (略) <u>(3) 開校記念日 5月5日</u> <u>(4)</u> 学年始、夏季、冬季、学年末等の休業として学年を通じて<u>64日以内</u>で、 あらかじめ教育長に届け出た日 2 <u>前項第4号</u>に規定する休業日の日数には、<u>同項第1号から第3号まで</u>に規定する休業日を含むものとする。</p> <p>(入学資格) 第17条 (略) (1) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者 (2)～(6) (略)</p>